

主な内容

3面 「当面の問題」シリーズ119
「個人所得税改革の第一弾」
〜「配偶者控除・配偶者特別控除の
見直し」〜
5面 「連盟規約PT」中間報告
「合同セミナー」のご案内

東京税政連

発行所 東京税理士政治連盟
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1
税理士会館別館3F
電話 03(3356)4479
URL http://www.t-zeisei.jp/
編集発行人 小林英理子
広報委員長



税制改正要望 一部実現へ(2面)

「正月の風景」 撮影・赤羽秀樹会員(練馬東)



年頭所感



東京税理士政治連盟
会長 渡邊 文雄

新年明けましておめでとうございます。年頭にあたり、会員の皆様にご挨拶と、税政連活動への常日頃のご理解・ご支援に対する御礼を申し上げます。

さて、昨年は記念すべき50回目の定期大会を迎えた年でした。本連盟は、昭和38年に納税者政治連盟として発足したのが始まりです。

第7回の大会では、東京税理士政治連盟と名称を変更しました。この50年間、幾多の税理士法改正、税制改正、また商法(会社法含む)改正が行われ、その度に税理士政治連盟が先頭に立ち、輝かしい成果を残して参りました。池田日本税理士会連合会前会長が、「過去に感謝、未来に責任」と述べていますが、まさに今本連盟は、未来に責任を持つ組織体制にすべく、会員の定義を変更する規約改正案を検討するなど執行部一同一丸となって取り組んでおります。

本連盟は、政治資金規正法による政治団体ではありませんが、税理士の将来のための税理士法の改正、国民・納税者、特にクライアントである中小企業を守るための租税制度の構築を目指している団体です。

これらの活動の成果は、会員全員が享受することとなります。以上の観点からも、税理士政治連盟の会員とご協力をお願い申し上げます。

未来に責任を持つ組織体制へ

は全ての税理士であるべきと思っております。平成28年度の運動方針にも、①社会の要請する国民のための税理士制度の確立、②公平な租税制度の確立、③中小企業のための企業法制度の確立等々を盛り込んでいます。これらの運動方針からもわかるように、税理士による幅広い政治活動を行っています。是非、税政連活動にご理解を賜りたいと思っております。

次に、昨年12月8日に公表された与党の「平成29年税制改正大綱」についてです。本連盟では、東京税理士会が作成した「意見書」をもとにして15項目に絞り、自由民主党を始め、公明党や民進党に陳情や朝食懇談会で要望して参りました。

特に政権与党の自由民主党の国会議員には、後援会共々何度も議員本人に訴えて参りました。結果として、本連盟が要望している事項の中では「大綱」の納税環境整備に、災害税制に関する基本法の恒久化、また事業承継税制の關係で取引相場のない株式の評価方法の見直しは所得控除全体の見直しと税額控除等の記載もありません。

またまた要望の一部ではありませんが、税政連の意見もこのように取り入れられております。今後も東京税政連が一丸となって運動を行えば、必ず税理士の声が国会に届くものと信じております。

今年も本連盟は「たたく税政連」として活動します。全会員のご理解とご協力をお願い申し上げます。

あけましておめでとうございます

推薦審査副会長	推薦審査副会長	総務副会長	総務副会長	副幹事長	後援会対策委員長	広報委員長	国対委員長	組織委員長	財務委員長	政策委員長	幹事長	推薦審査会長	総務会長	副会長	副会長	副会長	副会長	副会長	副会長	会長
設楽 勇二	村陽 一子	田口 絢子	鈴木 雅博	宮本 雄司	秋元 弘光	小林 英理子	遠藤 潔	柴崎 一男	鈴木 誠	坂田 覚	吉川 裕一	八木澤 秀夫	脇坂 雄一	野間口 嘉平	中川 常彦	長嶋 恒篤	長一之瀬 涉	大石 雅也	高橋 省二	渡邊 文雄

税制改正で要望が一部実現へ

速報資料

12月8日、与党は「平成29年度税制改正大綱」を決定した。同大綱には、「災害に関する税制上の措置の常設化」や「取引相場のない株式の評価」が盛り込まれた。本連盟は東京選出の国会議員への国会陳情や自由民主党、民進党および公明党との朝食懇談会等を通じて税制改正に関する要望を行ってきたが、この度、要望が一部実現する見通しとなった。

同大綱の関係項目および本連盟の要望項目は、下記のとおり。

【△取引相場のない株式の見直し】
■第一 平成29年度税制改正の基本的考え方(大綱P16) 7 災害に関する税制上の措置
⑤ 事業承継税制の見直し
⑥ 配当金額、利益金額及び簿価純資産価額について、連結決算を反映させたものとする。
⑦ 配当金額、利益金額及び簿価純資産価額の比重について、1:1:1とする。
⑧ 評価会社の規模区分の金額等の基準について、大会社及び中会社の適用範囲を総じて拡大する。
(注) 上記の改正は、平成29年1月1日以後の相続等により取得した財産の評価に適用する。

【△事業承継税制】
■第一 平成29年度税制改正の基本的考え方(大綱P16) 7 災害に関する税制上の措置
⑤ 事業承継税制の見直し
⑥ 配当金額、利益金額及び簿価純資産価額について、連結決算を反映させたものとする。
⑦ 配当金額、利益金額及び簿価純資産価額の比重について、1:1:1とする。
⑧ 評価会社の規模区分の金額等の基準について、大会社及び中会社の適用範囲を総じて拡大する。
(注) 上記の改正は、平成29年1月1日以後の相続等により取得した財産の評価に適用する。

【△取引相場のない株式の見直し】
■第一 平成29年度税制改正の基本的考え方(大綱P16) 7 災害に関する税制上の措置
⑤ 事業承継税制の見直し
⑥ 配当金額、利益金額及び簿価純資産価額について、連結決算を反映させたものとする。
⑦ 配当金額、利益金額及び簿価純資産価額の比重について、1:1:1とする。
⑧ 評価会社の規模区分の金額等の基準について、大会社及び中会社の適用範囲を総じて拡大する。
(注) 上記の改正は、平成29年1月1日以後の相続等により取得した財産の評価に適用する。

【△取引相場のない株式の見直し】
■第一 平成29年度税制改正の基本的考え方(大綱P16) 7 災害に関する税制上の措置
⑤ 事業承継税制の見直し
⑥ 配当金額、利益金額及び簿価純資産価額について、連結決算を反映させたものとする。
⑦ 配当金額、利益金額及び簿価純資産価額の比重について、1:1:1とする。
⑧ 評価会社の規模区分の金額等の基準について、大会社及び中会社の適用範囲を総じて拡大する。
(注) 上記の改正は、平成29年1月1日以後の相続等により取得した財産の評価に適用する。

【△取引相場のない株式の見直し】
■第一 平成29年度税制改正の基本的考え方(大綱P16) 7 災害に関する税制上の措置
⑤ 事業承継税制の見直し
⑥ 配当金額、利益金額及び簿価純資産価額について、連結決算を反映させたものとする。
⑦ 配当金額、利益金額及び簿価純資産価額の比重について、1:1:1とする。
⑧ 評価会社の規模区分の金額等の基準について、大会社及び中会社の適用範囲を総じて拡大する。
(注) 上記の改正は、平成29年1月1日以後の相続等により取得した財産の評価に適用する。

【△取引相場のない株式の見直し】
■第一 平成29年度税制改正の基本的考え方(大綱P16) 7 災害に関する税制上の措置
⑤ 事業承継税制の見直し
⑥ 配当金額、利益金額及び簿価純資産価額について、連結決算を反映させたものとする。
⑦ 配当金額、利益金額及び簿価純資産価額の比重について、1:1:1とする。
⑧ 評価会社の規模区分の金額等の基準について、大会社及び中会社の適用範囲を総じて拡大する。
(注) 上記の改正は、平成29年1月1日以後の相続等により取得した財産の評価に適用する。

【△取引相場のない株式の見直し】
■第一 平成29年度税制改正の基本的考え方(大綱P16) 7 災害に関する税制上の措置
⑤ 事業承継税制の見直し
⑥ 配当金額、利益金額及び簿価純資産価額について、連結決算を反映させたものとする。
⑦ 配当金額、利益金額及び簿価純資産価額の比重について、1:1:1とする。
⑧ 評価会社の規模区分の金額等の基準について、大会社及び中会社の適用範囲を総じて拡大する。
(注) 上記の改正は、平成29年1月1日以後の相続等により取得した財産の評価に適用する。

論説

東京税理士政治連盟は、平成28年9月21日第50回定期大会を開催した。

諸先輩に築き上げて戴いた歴史の重みを強く感じて共に、その御芳苦に対し深く感謝申し上げているところである。我々には、本連盟を更に大きく発展させる責任が課せられている。

本稿では、税理士政治連盟(以下、「税政連」という)の役割と活動について述べてみたい。

が、今年度も発表されたが、事前に、本連盟から「平成29年度税制改正に関する要望」について、国会陳情を実施し重要要望項目3点について申し入れた。

一 消費税の複数税率制度導入を見直すこと。
二 インボイス制度の導入は、事業者の事務負担を増加させ、免税事業者が取引から排除される虞があるため、現行の請求書等保存方式を維持すること。

三 法人税改革にあたっては、中小法人の厳しい経営環境を十分に配慮のうえ、課税のあり方を慎重に検討すること。
四 具体的な活動の内容で

このつた地道な草の根の活動があつて初めて我々税理士に与えられた無償独占、強制加入の制度を維持出来ていると言っても過言ではない。

立法律院に対する要望により税制改正が実現した場合、その成果物は、全ての税理士が享受することとなる。即ち、東京税

状況を解決するため渡辺会長より先頭に立ち、本連盟の規約を改正すべくプロジェクトチームを立ち上げた。その旨は、本連盟の規約4条に「東京税理士会(以下、当該単位税政連)に入会した税理士会員をもって組織することあるのを単位税政連は、当該区域の東京税理士会の会員を会員として組織する。」として組織する。1と併せて単位税政連の規約も「本連盟は、東京税理士会○○支部の地域内に事務所を有する会員を会員として組織する。」と改正する方向だ。執行部一丸となって本連盟の存在する意義を今一度確認するとともに組織拡大に向けて取り組んで参りたい。

東京税政連51年目の出発

あるが、この要望の実現を図るため、本連盟では52名の衆、参両院議員を戸別に訪問した上、一人ひとりに説明し、本連盟の活動を理解して戴くよう説得している。陳情自体は、国対委員会、政策委員会、後援会対策委員会を中心に必要に応じて随時行っている。

理士会と本連盟が表裏一体となつていふことの証左である。

しかしながら、本連盟の存在意義が、東京税理士会員に十分に理解されず、本連盟の会員数及び会費収入が大きく減少し、会務運営に多大な影響が出ている。

今年度において、この

法22、評通1、1-7-9、185、186) (新規要項)

現行の問題点は二つある。一つは優良企業で利益を上げている会社は、上場株式と比べ、割高な評価額となることである。事業承継対策が特に必要となるのは業績の良い黒字会社であるにも関わらず、利益を上げ

るほど円滑な承継が困難となり、経営者にとっては深刻な問題となっている。もう一つは、大企業を中心とした業績の回復過程において、上場企業の株価が上昇傾向となるが、中小企業への景気回復の派生にはタイムラグが生じることから、中小企業の業績は変わらないにも関わらず、株式の評価額が著しく変動

する結果となっていることである。

以上理由から、評価方式を純資産価額中心の方式に変更し、かつ、純資産価額方式により算定される株

を抑制すべく会社所有の事業用不動産及び固定資産に係る評価減適用等の次の改正を要望する。

1 純資産価額評価方式の改正(例示)

① 事業用不動産(土地及び建物)の評価減(納税猶予との併用不可)、② 事業用固定資産の評価減、③ 退職給付債務の計上、④ 営業権を評価しない。

2 類似業種比準価額方式について小会社及び中会社については廃止し、大会社については現行の取扱いと

同様とする。

ひと昔前に租税教育に携わっていた立場から昨秋、中学生の「税について」の作文、表彰式で優秀作品の朗読を聞く機会があった

▼原稿には「あたり前の世界で暮らして行けるのは税金のおかげ。なぜ税金に對して不満に思う人が多いのか?それは不公平感と使われ方が不透明...とある▼税金は徴収されるものではなく社会をより良くするために納めるもので...働いて得た分の所得から税金を納めることは社会に貢献する立派なこと、所得が多いとそれだけ世の中のために寄与できる機会が増える...だから税金を納めていることを誇りに思っています...そして税金を納めること政治に関心を持つことは対になって、使途に不満があるならば自ら行動なり投票なりで政治に参加することが重要」と内容であった▼

翻つて当税政連会員の東京税理士会会員数に対する組織(貢献)率は約40%である。敢えて逆説的に「会費」が「税金」のようなものだからなのか?税政連がよくわからないからか?納めるに至らないと捉える税理士会員が多いので、この組織(貢献)率に甘んじていると、「税政連のない世界」を想像せざるを得なくなつてしまふ。会費の経費性以前に、専門家としてこの職業で所得を稼いでいる一人でも多くの皆様にご協力願う次第である。

事務所と関与先を守る安心の補償「税理士職業賠償責任保険」 こんな時に税賠保険

支払対象事例

- ・ 消費税課税事業者選択届出書の提出失念により過大納付
- ・ 譲渡損失の繰越控除の適用失念により過大納付
- ・ 農地の納税猶予の特例適用失念により過大納付
- ・ 法人税額控除の適用失念により過大納付

この案内は概要を説明したものです。詳細はパンフレット・ホームページをご覧ください。引受保険会社または取扱代理店にお問い合わせください。

【引受保険会社】
 (東日本幹事) 損保ジャパン日本興亜株式会社
 電話 03-3593-6453
 (西日本幹事) 東京海上日動火災保険株式会社
 電話 03-3515-4153

【取扱代理店】
 株式会社日税連保険サービス
 東京都品川区大崎1-11-8-5階 電話 0120-320-912

個人所得税改革の第一弾

配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

1 はじめに

自由民主党及び公明党は、平成28年12月8日、平成29年度税制改正大綱を決定し発表した。今回の大綱では、配偶者控除・配偶者特別控除の見直し、積立NISA(現行NISAとの選択)の創設、非上場株式等の納税猶予制度の見直し、取引相場のない株式の評価の見直し、研究開発税制の見直し、所得拡大促進税制の拡充、酒税の税率構造の見直し、災害に関する税制上の措置の常設化、ファミリーマンションに対する固定資産税及び不動産取得税の見直しなど多岐にわたる項目が盛り込まれているが、大きな改正に至ったものは見当たらなかった。

2 配偶者控除・配偶者特別控除の歴史

配偶者控除は、一定の合計所得金額以下の配偶者を有する納税者の負担力の軽減を調整する趣旨から設けられていた所得控除である。昭和15年度の税制改正においてである。しかしこの時の控除は、一人目の扶養親族として「扶養控除」に同居の妻が追加されたに過ぎなかった。これが「配偶者控除」として独立したのは、昭和36年度の税制改正からであり、夫婦は相互扶助の関係にあり、一方的に扶養される親族とは異なる事情があるなどに鑑み、扶養控除から分離する形で創設された。

3 制度見直しの背景

安倍首相は、平成27年10月の第3次安倍改進黨内閣発足時その旨を「一億総活躍社会」を提唱し、女性の活躍を謳っていた。日本は現在、超高齢社会となっており、高齢化と少子化が同時に進行する深刻な状況となっている。そのためこれからは人口減少、生産年齢人口の減少、人手不足という流れは避けられず、安倍首相が提唱するまでもなく、女性や高齢者の社会進出は必須の状態となっている。厚生労働省の2014年(平成26年)の統計資料によると、1980年に614万世帯だった其働世帯は、2014年には1077万世帯に増えており、逆に専業主婦世帯は1114万世帯から720万世帯に減少している。片働世帯数と専業主婦世帯数は、1990年代半ばを境にその数を逆転している。このような状況に加え、近年では経済や産業のグローバル化に伴い日本型の雇用システムが維持できなくなってきたり、若い世代を中心に非正規雇用が増加し、家族がいても経済的に

「当面の問題」シリーズ

119

余裕のない世帯が拡大している。

そこで政府税制調査会においては、平成26年11月7日、「働き方の選択」に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理(第一次レポート)を公表し、配偶者控除の見直しとして3つのグループに分けて5つの選択肢を提案していた。軸となった3つのグループは、①配偶者控除の廃止、②移転的基礎控除の導入、③夫婦控除の創設といった提案であったが、それぞれに一長短があり、結論には至っていない。

「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」や平成28年11月14日の「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告」においても、所得再分配機能の回復や働き方の選択に対して中立的な税制の仕組みを構築するといった観点等から、配偶者控除等の見直しに向けた丁寧な議論の積み重ねが必要である旨を報告している。

4 大綱の配偶者控除・配偶者特別控除の改正

前記のような背景のもと12月8日に発表された大綱において、配偶者控除・配偶者特別控除の改正については、38万円の控除が受けられる配偶者の年収要件を現行の103万円以下から150万円以下に引き上げをしている。また配偶者の年収が150万円を超えても、201万円まで段階的に控除額が減る仕組みで適用が受けられるように配偶者特別控除の対象を拡充しており、急激に世帯の年収が増えるような配慮をしている。配偶者の年収が201万円超になると控除額は0になる。

財務省の試算では、今回の見直しで約300万人が減税となる見込みであるが、この減税による財政の減少分は、配偶者控除・配偶者特別控除の適用を受けることができる納税者に所得制限を設けることにより賄うようである。具体的に、納税者の合計所得①900万円以下②900万円超950万円以下③950万円超1000万円以下の3段階に分けて所得制限を設け、配偶者の年収との組み合わせにより控除額が変わる仕組みになっている。納税者の合計所得金額が1000万円を超えると配偶者控除も配偶者特別控除も受けられない。高所得者への所得制限により約100万人(財務省の試算)が増税となる見込みである。

これら改正は所得税については平成30年から、個人住民税は平成31年からの適用となる。

5 おわりに

大綱では今回の改正を「個人所得税改革の第一弾」と位置づけているが、結果として壁の高さが変わっただけとの印象が否めない。女性の働き方に左右されない公平な税制を目指した割には、フルタイム勤務に比べパート勤務が優遇されている仕組みに変わりはない。また財政のつじつま合わせの感も拭えない。相変わらず社会保険に関する「130万円の壁」は存在し、平成28年10月からは従業員501人以上の企業について、新たに「106万円の壁」も出現した。

真に働き方に中立な税制を目指すならば、単に税制に関する見直しに留まらず、社会保険や企業が支給する家族手当等についての見直しも同時に必要となってくる。個々のライフスタイルの多様化に伴い、就労形態の多様化も進んでいる。それにも関わらずそれぞれの壁を意識した就労調整が続くようなら、安倍首相の目指す「一億総活躍社会」の実現も難しいものと言えよう。次回の税制改正までどこまで議論を重ねることが出来るのかわからないが、中途半端な改正になることは避けたいものである。

政策副委員長・奥田よし子

そのような中で課題となっていた個人所得税改革については、今回の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを、個人所得税改革の第一弾と位置づけ、今後数年かけて改革に取り組み方針を示し、次回の税制改正にあたっては、「控除方式」のあり方について検討を進めることを明示している。

そこで本稿では、今回の大綱の内容を踏まえ、配偶者控除・配偶者特別控除の見直しについて検討してみることとする。

別控除」が創設された。しかしこの当時の配偶者特別控除は、配偶者控除に上乘せする二つ目の控除の形をとっていたため、配偶者に対して過度な配慮を行う結果になっていたとの指摘が正しく、平成15年度の税制改正において、配偶者控除の正の上乗せ措置部分としての配偶者特別控除が廃止されている。ただしパート労働者の就労を阻害しないよう、税引き後の手取り額が減少する逆転現象への対応としての配偶者特別控除部分は存続された。

その後の改正は行われておらず、現行制度の仕組みとなっていたが、政府税制調査会は平成19年11月の「抜本的な税制改正に向けた基本的な考え方」において、現行制度は配偶者の就労の中立性を阻害しているなどの観点から見直しを図るべきであると指摘していた。

配偶者控除及び配偶者特別控除は、現在ではそれぞれ約1500万人、約1000万人(所得税、平成28年度予算ベース)に適用されており、社会に広く定着した制度となっている。

大綱の内容を踏まえ、配偶者控除・配偶者特別控除の見直しについて検討してみることとする。

大綱では今回の改正を「個人所得税改革の第一弾」と位置づけているが、結果として壁の高さが変わっただけとの印象が否めない。女性の働き方に左右されない公平な税制を目指した割には、フルタイム勤務に比べパート勤務が優遇されている仕組みに変わりはない。また財政のつじつま合わせの感も拭えない。相変わらず社会保険に関する「130万円の壁」は存在し、平成28年10月からは従業員501人以上の企業について、新たに「106万円の壁」も出現した。

ずっと安心するためには、マイナンバーも電子申告も達人シリーズ!

東京税理士会推薦だからできるこの価格

税務6本セットに電子申告の達人をプラスして

電子申告セット 月額 12,800円(税抜)

(ソフト保守料・電話サポート込み)

※別途組合費・出張金のご負担をお願いいたします。

法人税の達人、減価償却の達人、消費税の達人、内訳帳取替の達人、所得税の達人、年調・法定調書の達人、電子申告の達人

東京税理士会データ通信協同組合 Tel: 03-3341-0260 URL: http://tokyo.zenkoku-data.net E-mail: eigyou@tokyodata.or.jp

税制改正、各党に要望

自民、公明、民進と朝食懇談会

本連盟は、10月から12月にかけて、平成29年度税制改正に関する要望をテーマに自民民主党、民進党および公明党との朝食懇談会を開催した。

当日は、「災害税制の恒久法や「取引相場のない株式の評価」などの要望を説明した。

出席議員は下記のとおり
 ■自由民主党(10月26日・自由民主党会館)



公明党との朝食懇談会



自民党との朝食懇談会



民進党との朝食懇談会

税制改正 国会陳情を実施

与党の「平成29年度税制改正大綱」の決定を前に、昨年12月2日、本連盟の要望書「平成29年度税制改正に関する要望」に基づき、

「災害税制」や「取引相場のない株式の評価」を中心に本連盟関係役員が国会陳情を行った。(下記の写真) 当日行った陳情の様子

【参議院】丸山珠代(東京都・パラ大臣・東京都)▽武見敬三(東京都)▽中川雅治(東京都)▽朝日健太郎(東京都)▽片山さつき(全国比例区)▽山田宏(全国比例区)

【衆議院】山田美樹(東京1区)▽辻清人(東京2区)▽石原宏高(東京3区)▽平将明(東京4区)▽若宮健嗣(東京5区)▽越智隆雄(東京6区)▽松本文明(東京7区)▽石原伸晃(経済再生大臣・東京8区)▽下村博文(東京9区)▽鴨下一郎(東京13区)▽松島みどり(東京14区)▽秋元司(東京15区)▽大西英男(東京16区)▽平沢勝栄(東京17区)▽土屋正忠(東京18区)▽松本洋平(東京19区)▽木原誠二(東京20区)▽小田原潔(東京21区)▽伊藤達也(東京22区)▽小倉将信(東京23区)▽秋生田光一(東京24区)▽井上信治(東京25区)▽赤枝恒雄(東京比例)▽前川恵(東京比例)

【参議院】小川敏夫(東京都)▽蓮舫(東京都代)▽白眞勲(全国比例区)【前・元衆議院】▽海江田万里(東京1区)▽末松義規(東京19区)▽山花都夫(東京22区)▽柳瀬万里夫(東京23区)

【衆議院】太田昭宏(東京12区)▽高木美智代(東京12区)▽高木陽介(東京比例)▽高木美智代(東京比例)▽山口那津男(東京都)▽竹谷とし子(東京都)【都議会】東村邦浩(八王子市) 水敬称略・順不同・本人出席11コソック

外形標準課税の中小企業への適用拡大には断固反対

平成28年10月 東京税理士政治連盟

1. 外形標準課税(付加価値割)は、「人件費への課税」そのものである。特に労働分配率が高い中小企業にとっては、影響が大きい。

【外形標準課税(付加価値割)の計算】

報酬給与額+純支払子利子+純支払賃借料+半年度損益-付加価値割額 税率0.48%

(参考) 法人の労働分配率(財務省「法人企業統計平成26年」)

「大企業55%・中堅企業69%」⇒適用対象法人「中小企業77%」⇒現在は、適用対象外

※国際的にも賃金に対する課税は廃止されている。(ドイツ、フランス、米国ミシガン州)

2. 赤字中小企業は経営基盤が弱く、担税力がない。

景気低迷により、中小企業の7割が赤字となっている。外形標準課税の適用拡大は、7割の中小企業に新たな税負担を求めることになる。

※従業員10人程度の赤字中小企業の新たな負担額…約25万円

3. 政府が推進している賃上げ要請に矛盾する税制改正となる。

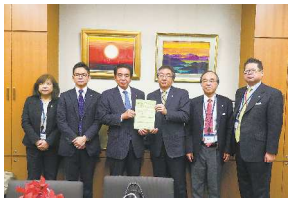
人件費に対して新たな課税がなされれば、結果として、従業員の雇用調整や給与額の見直しをせざるを得なくなり、政府の「賃上げ要請」と逆行することが懸念される。

以上の理由により、外形標準課税の中小企業への適用拡大に反対する。

なお、形式的な減資により外形標準課税を回避している法人に対しては、資本金等の額を判定基準とすべきである。

「外形標準課税に反対」政策委、説明資料を作成

政策委員会は、右記の説明資料「外形標準課税の中小企業への適用拡大には断固反対」を平成28年10月付けて作成した。また、この資料は、昨年10月12日に開催した東京税政連フォーラムを始め、自由民主党、民進党および公明党との朝食懇談会、さらに12月2日の国会陳情で配付し説明した。



下村博文議員



山田美樹議員



平沢勝栄議員



鴨下一郎議員



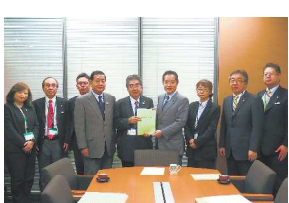
小田原潔議員



土屋正忠議員



初鹿明博議員



井上信治議員



片山さつき議員



木内孝胤議員



前川恵議員

本年もよろしくお願いたします

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|-----------|-----------|----------|-----------|------------|-----------|-----------|----------|
| 杉並税理士政治連盟 | 中野税理士政治連盟 | 新宿税理士政治連盟 | 渋谷税理士政治連盟 | 目黒税理士政治連盟 | 玉川税理士政治連盟 | 北沢税理士政治連盟 | 世田谷税理士政治連盟 | 蒲田税理士政治連盟 | 雲谷税理士政治連盟 | 大森税理士政治連盟 | 荏原税理士政治連盟 | 品川税理士政治連盟 | 浅草税理士政治連盟 | 上野税理士政治連盟 | 本郷税理士政治連盟 | 小石川税理士政治連盟 | 麻布税理士政治連盟 | 四谷税理士政治連盟 | 芝税理士政治連盟 | 京橋税理士政治連盟 | 日本橋税理士政治連盟 | 神田税理士政治連盟 | 麹町税理士政治連盟 | |
| 会長 平野 弘道 | 会長 三浦 祥孝 | 会長 落合久美子 | 会長 早田 仁憲 | 会長 上手 悟 | 会長 横山 繁正 | 会長 廣井 誠 | 会長 田川 修二 | 会長 水野 重昭 | 会長 深牧 義男 | 会長 守 晃徳 | 会長 台田 史朗 | 会長 新井 了一 | 会長 大重 拓朗 | 会長 大竹 賢吉 | 会長 吉川 利次 | 会長 関屋 一馬 | 会長 久保 英明 | 会長 徳田 匡泰 | 会長 石井 健一 | 会長 井上 郷 | 会長 福本 光男 | 会長 小林 廉造 | 会長 佐藤 直美 | 会長 藤田 直美 |

東京税理士会・東京税理士政治連盟共催

合同セミナー ご案内

日時 平成29年2月2日(木) 14:00~16:40
会場 東京税理士会館 2階
参加費 無料

【第一部】基調講演 14:10~15:10
テーマ 「日本創生」
講師 下村 博文 氏
(衆議院議員 自由民主党幹事長代行)

【第二部】税制改正の動向 15:20~16:40
テーマ 「平成29年度税制改正大綱を
読む」

パネリスト
井上 信治 氏(衆議院議員)
山田 美樹 氏(衆議院議員)
小倉 将信 氏(衆議院議員)
竹谷とし子 氏(参議院議員)
土屋 栄悦 氏(東京税理士
会 調査研究部長)
坂田 寛 氏(東京税理士
政治連盟 政策委員長)
遠藤 潔 氏(東京税理士
政治連盟 国対委員長)

コーディネーター

- ※ 事前申込みは不要です。
- ※ 研修履歴カードを当日ご持参ください。
- ※ テキストは当日配付予定です。
- ※ 講師、パネリストは公務の都合により変更となることがあります。

【問い合わせ先】東京税理士政治連盟事務局
☎03-3356-4479



報告を行う 福岡副会長(連盟規約PTチーフ)の成果は、税理士会員全員が享受することである。そのために活動してきているが、このことは一定の評価を得ているところである。そして、税政連の活動

本連盟は、昨年7月の幹事会で「連盟規約プロジェクトチーム」(連盟規約PT)を発足させ、単位税政連の組織率と本連盟の会費収納率を向上させるため、本連盟の規約及び単位税政連規約の改訂について検討してきた。

連盟規約プロジェクトチーム これまででの経過報告

【改正案】連盟規約PTの議論としては、税政連という組織の性格と実態を勘案し、会員の定義(構成及び会費)を改正し、「税理士会員を会員として組織する」と明記した本連盟の規約及び単位税政連規約の改訂について検討してきた。

【具体的な活動の成果】具体的な活動の成果としては、古くは、源泉所得税



④会費増強表彰を受ける麹町税政連の延藤副会長(右) ⑤単位税政連の現況報告



会員定義の変更を説明

ブロック別会議、3日間開催

昨年度に続き本年度も単一の区割りを利用して、地域別に分けて三つのグループに分

の納期特例適用者の納期限が1月10日から1月20日に延長されたこと(昭和60年度改正)、また、新しいところでは、特殊支配同族会社の役員報酬の損金不算入制度が廃止されたこと(平成29年度改正)などがある。

今年1月26日に開催する単位税政連会長・幹事長会議で「単位税政連規約の改正案」について、単位税政連との意見交換を行う予定である。また、同じ形の改正との整合性を取るため、本連盟規約も今年の定期大会で改正することとなる。

「ブロック別単位税政連後援会会議を三日間11/17、22、24開催した。同会議での東税政報告では、「連盟規約PT」から「会員の定義」を変更する方向での検討経過について、説明した。(※別掲連盟規約PT報告参照)

当日は、本連盟及び各グループの地域内の単位税政連、東京税理士会支部、税理士後援会が情報・意見交換を行った。

会員増強表彰

昨年4月、単位税政連に「全体で600名の会員増強」の願いをしたが、前年度比で会員数の増加を達成した税政連は20税政連あり、会員は計118名分の増加があった。関係税政連の協力の賜物である。

△会議の中で表彰された単位税政連は次のとおり
※前年度より会員が増加した単位税政連は麹町、芝、浅草、品川、雲台、世田谷、北沢、玉川、目黒、荻窪、板橋、練馬東、王子、荒川、葛飾、江戸川南、江東西、日野、立川、武蔵野の以上20税政連

なお、当日の議事は次のとおり
【議事(三日間共通)】

103名が参加 50周年記念ゴルフ大会



本連盟は昨年12月6日、狭山ゴルフカントリークラブで「第50周年記念ゴルフ大会」を開催した。当日は、単位税政連会長、東京税理士会常務理事、関連団体長および本連盟役員などから103名の参加があり、また、多くの方々から「税政連サポート募金」の協力があつた。

「税政連サポート募金」にご協力をお願いします

本連盟は、国民のための税理士制度及び租税制度を確立するために必要な政治活動を行っています。税政連へのご協力をお願いいたします。

Support 2016 1口 5,000円

税政連 サポート募金ご協力をお願いします。

「税政連サポート募金」は政治資金規正法の関係上、個人の税理士の方を対象としております。法人にお勤めの方がお振込をされる場合は個人名をご記入下さいようお願い申し上げます。また、個人の方についても日本国籍を有する方に限らせていただきます。(規正法第21条、第22条の5)

※募金用の郵便振込用紙を挟み込んでおります。

あけましておめでとうございます

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|----------------------|------------------------|------------------------|-----------------------|----------------------|-----------------------|----------------------|------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-------------------------|--------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------|---------------------|----------------------|-----------------------|------------------------|------------------------|-------------------------|
| 茨窪税理士政治連盟
会長 久保木浩志 | 板橋税理士政治連盟
会長 坂田 稔 | 練馬東税理士政治連盟
会長 押野 恭寛 | 練馬西税理士政治連盟
会長 池島 邦雄 | 豊島税理士政治連盟
会長 石井 啓子 | 王子税理士政治連盟
会長 遠藤 潔 | 荒川税理士政治連盟
会長 岩倉 一久 | 足立税理士政治連盟
会長 立田 彰 | 西新井税理士政治連盟
会長 久保 一夫 | 本所税理士政治連盟
会長 小林 孝治 | 向島税理士政治連盟
会長 菊池 照雄 | 葛飾税理士政治連盟
会長 越澤 靖久 | 江戸川北税理士政治連盟
会長 菅原 勝義 | 江戸川南税理士政治連盟
会長 矢場庄 一郎 | 江東西税理士政治連盟
会長 塩崎 勝 | 江東東税理士政治連盟
会長 伊東 宏 | 青橋税理士政治連盟
会長 町田 長生 | 八王子税理士政治連盟
会長 伊保谷 徹 | 日野税理士政治連盟
会長 牧 修 | 町田税理士政治連盟
会長 内田 宏 | 立川税理士政治連盟
会長 村木 良造 | 東村山税理士政治連盟
会長 公盛 健一 | 武蔵野税理士政治連盟
会長 上田 俊明 | 武蔵府中税理士政治連盟
会長 内山 治彦 |
|-----------------------|----------------------|------------------------|------------------------|-----------------------|----------------------|-----------------------|----------------------|------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-------------------------|--------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------|---------------------|----------------------|-----------------------|------------------------|------------------------|-------------------------|

単位税政連

活動報告

京橋税政連会長 井上 郷

京橋税理士政治連盟は、年数回の「税政連だより」の発行や日本橋税理士政治連盟との共催による見学会の実施、そして総会などを行っています。

この数年の見学会として、平成24年4月、早坂義弘・東京都議会議員の御紹介により「環七地下貯水池・善福寺川取水施設の見学会を実施。地下47メートルにある巨大な貯水池を見学しました。また、平成25



年10月には地元東京2区選出の辻清人衆議院議員の案内で国会議事堂見学会を開催、多数の参加がありました。そして平成26年10月は立石晴康・東京都議会議員の尽力により「水辺の環境見学会」として日本橋川、隅田川から東京の街を見よという企画で、現在、一般社団法人まちふねみらい塾代表理事の高松巖氏に案内解説をしていただきました。直近では平成27年11月、辻議員に尽力いただき防衛省・市ヶ谷記念館の見学会を開催しました。新防衛省の建物の一部と先の大戦中大本営陸軍部だった建物として使用された大講堂や三島事件の際に本人が立て籠もった旧陸軍大臣室など激動の昭和史の舞台を実際に見ることができ有意義な

見学会となりました。なお今年度の会員増強については過年度に会費を納めていただいた方で本年度まだ納入のない方をリストアップし再度会費納入のお願いを送付、二度の送付でとに10名以上の納入をいただくといった成果が上がっています。

四谷税政連会長 徳田 匡泰

四谷税政連は新宿税政連と新宿区を二分する税政連として活動しております。衆議院小選挙区では東京第1区に属し、1区というシンボリックな選挙区のためか、衆議院議員選挙では著名な与野党候補者同士がガチンコの対決となり、四谷支部・税政連共々微妙な立ち位置にヒヤヒヤしたり、悩ましさに関々とする

こともあります。

「任意」とされた判決を受け、四谷税政連も都市型？税政連の例にもれず、加入率の減速という悩みを抱えています。支部が行う新入会員の登録面接時に別室にて税政連の説明面接も並行して行っており、仮入会申込書まではいたすのですが、東京会の証票交付式において「本」入会申込書提出には至らないケースが散見され、必ずしも満足できる結果に結びついておりません。また、新入転入会員のオリエンテーションも入会勧誘の機会と捉えています。限られた時間で支部の事業説明、同好会の参加勧誘と続く新入会員の息切れ状態となっております。



うように、入会勧奨も思うに任せませぬ。今後は、支部・税政連共催での研修会の実施や政治家後援会との見学会の実施等、税政連活動の「見える化」を図る必要を痛感しております。しかし場所は変わってもいつものメンバーが毎回顔を合わせる活動では、組織拡充のすそ野が広がりにくいです。また、予算がからず楽しく明るい企画で、未入会員との接触の機会を増やす企画がありません。また、アイディア募集中です。是非ともご意見をお寄せ下さい。

早田 仁憲

東京税理士会渋谷支部は会員数1000名を超える大所帯の支部です。現在税政連に加入している会員は490名です。数のうえでは東京会48支部の中で最大を誇っていますが、加入率は残念ながら45%を切っています。5000名超え50%以上を当面の目標として

います。



登録調査の時も、支部の面接が終わった後、別途時間を設けて税政連の説明をして入会を承諾してくれた会員に対しては、そこで事前に(仮)入会届に記入し、押印してもらい、証票交付式の際にはそのまま入会手続きが完了するようにしています。こうして勧誘した結果新入会員の80%以上の加入率を保っています。しかしながら、その後のフォローは会費が納入されるまで把握できない状態です。

あり、課題は残ります。また、転入会員についての情報もわからないことも合わせて今後何らかの方策をとらないと実質的な会員増強につながらないと考えています。現状の会費未納会員に対するアプローチは知り合いの会員を通じての連絡、定期総会、新年賀詞交歓会の際の周知等に限定されています。

税政連の活動としては、昨年、中野税政連と連携して、衆議院議員松本文明後援会を設立し、国政報告会、役員懇親会並びに国会見学会を実施しました。今後もあらゆる機会を利用して積極的に活動していく所存です。

今号から新しい企画として、単位税政連の活動報告や直面する問題を盛り込んだシリーズをスタートします。第1回は、京橋、四谷、渋谷の3税政連にお願いしました。(広報委員会)

◆主な活動

- ▽9月9日 国会陳情(大西英男衆議院議員)
- ▽12日 国会陳情(石原伸晃経済財政再生大臣・衆議院議員)
- ▽12日 「政策懇話会」関係者(ヒアリング)の企画打合せ
- ▽21日 第2回幹事会
- ▽21日 第50回定期大会

- ▽9月9日 国会陳情(大西英男衆議院議員)
- ▽12日 国会陳情(石原伸晃経済財政再生大臣・衆議院議員)
- ▽12日 「政策懇話会」関係者(ヒアリング)の企画打合せ
- ▽21日 第2回幹事会
- ▽21日 第50回定期大会

- ▽4日 第2回常任幹事会
- ▽4日 八ヶ岳東四税政連等共催幹事(東京税政連)
- ▽10月4日 自由民主党東京都支部連合会主催の平成29年度国家予算・税制改正等要旨聴取会(ヒアリング)

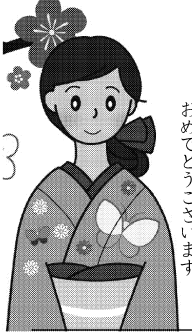
- ▽6日 第1回「連盟規約PT」会議
- ▽7日 組織正副打合せ
- ▽12日 東京税理士政治連盟「オーラム」目指せ「税制改正要望実現を」国会議員と語る税制改正(第2部)パネルディスカッション(205号参照)
- ▽13日 第2回広報委員会
- ▽24日 東京青年税理士連盟との懇談会、1.東京税政連の活動報告について、

- 2.税制および税理士制度の意見交換、3.その他協力・日本税政連)
- ▽26日 自民党との朝食懇談会
- ▽26日 第3回政策委員会
- ▽28日 機関紙第205号出張校正
- ▽11月2日 10月度・東京税理士会証票交付式での入会勧誘及び単位税政連意見交換会(北沢、王子、青梅)
- ▽8日 平成28年度業務委

- 託(受託)事業に関する打合せ(東京税理士会)
- ▽10日 第2回「連盟規約PT」会議
- ▽11日 第3回常任幹事会
- ▽14日 民進党との朝食会
- ▽14日 TTP勉強会
- ▽17日 Pブロック別単位税政連・後援会会議(1)
- ▽22日 Pブロック別単位税政連・後援会会議(2)
- ▽24日 Pブロック別単位税政連・後援会会議(3)

- ▽24日 第3回「連盟規約PT」会議
- ▽12月2日 国会陳情
- ▽8日 第3回広報委員会
- ▽8日 第4回「連盟規約PT」会議
- ▽12日 第4回常任幹事会
- ▽12日 第3回幹事会
- ▽14日 公明党との朝食会
- ▽15日 第1回後援会対策委員会
- ▽27日 機関紙第206号出張校正

税理士業界「助け合い」の合言葉 「にちぜいきょうさい」



日本税理士共済会の「災害見舞金制度」は、弊会の各種保険制度・年金制度に加入されている皆様にご負担いただいている制度運営費の一部を見舞金の原資としております。昭和28年の水害以来、突然襲いかかる地震や水害等の自然災害で被災した仲間を助ける弊会独自の制度です。

自分の「ある日突然」に備えるため、そして仲間の「ある日突然」に備えるため、日本税理士共済会の各制度へのご加入を是非ともお願い申し上げます。

1月下旬にお届けする 共済会からのお知らせをご覧ください

詳細のお問合せ お申込みは



にちぜいきょうさい 日本税理士共済会

〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館5F

TEL 03-5740-0321 FAX 03-5740-0323 e-mail:jim@zeirishikyosai.com

http://www.zeirishikyosai.com

税理士共済会

検索

私のスナップ

齋藤 裕 (京橋)



この写真は私が1年半前に、夏休みを取って行った沖縄本島のさる南の離島、石垣八重山諸島のパラス島というところ。
名 称：パラス島
所在地：沖縄県八重山郡竹富町字上原
※石垣島から離島に渡る定期船で西表島の上原港というところへ渡り、観光ツアーなどに参加するのと行く事ができる場所です。
パラス島は上原港沖にあるサンゴのかけらが積み上がった、海の沖合にできた島です。
なお、島の周辺には色とりどりの魚やサンゴ礁を間近で見ることができ、シュノーケリングや...

ほのぼの喫茶室 (お正月はゲームで遊ぼう)



税理士後援会の活動

- 10月4日 片山さつき後援会
11月7日 山田美樹後援会
11月10日 すがわら一秀後援会
11月11日 石原ひろたか後援会
11月11日 平将明後援会
11月20日 石原伸晃後援会
12月8日 辻清人後援会

今年もウィンタースポーツの季節がやってきた。スキーを30年以上続けている自分にとっては嬉しい季節だ。...



い時はリフト1時間待ちなんてこともあったが、今は半分待つことも稀である。...

- インボイス制度が導入されようとしています。これは、商売とは関係のない税金の計算に、大企業のみならず、中小企業も膨大な作業時間を強いられることになりま。...

編集点描

したがって、インボイスの導入は、日本経済に生産性のない負担を強いる、というデメリットが目立ち合理的ではない、という現実を、世間に広く知らしめるために、東京税理士政治連盟は、重要な役割を担っていると実感しています。

Advertisement for Nichiei Group celebrating 45 years. Text: 日税グループはおかげさまで45周年を迎えます。2017年も宜しくお願いいたします。 Includes logos for various services like insurance and real estate.

新年おめでとうございます

—— 様々な課題にも挑戦する年に ——

あけましておめでとうございます。

皆様方も新たな抱負を胸に新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

昨年実施いたしました、組合創立55周年記念事業及びキャンペーンには、多大なご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

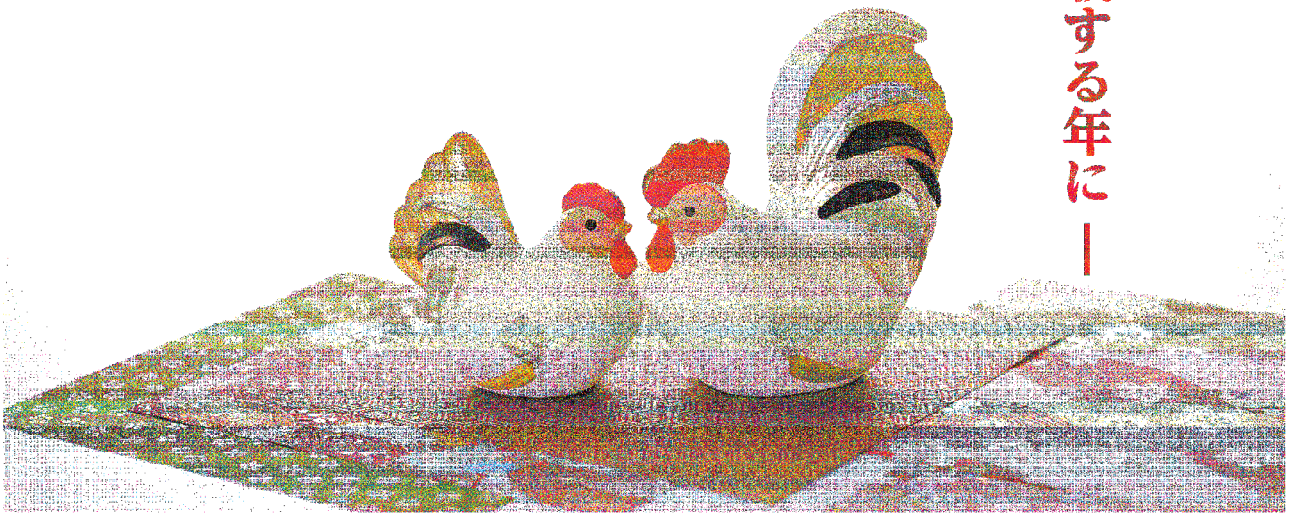
おかげさまでいずれも成功裡に終了し、本年へ良い流れがつかうことを期待しております。

本組合は今年も主軸事業である東税協共栄会「経営者大規模保障プラン」及び全国税理士共栄会「VIP大型総合保障制度」並びに「全税共年金」よりもたらされる保険料収入の実績をさらに伸展させつつ、組合員及び準会員の皆様方のお役にたてるように足をつけて様々な課題にも取り組んでいく所存です。

本年も、より一層のご協力を賜りますよう、役員一同心よりお願い申し上げます。

平成29年元日

東京税理士協同組合 理事長 秋場良司
他役員一同



中小企業退職金共済制度 (中退共)
従業員のための退職金制度

- 年金の一部を国が助成
- 年金は5千円から最高3万円まで、千円刻みで自由に設定可
- 給付は全額が税免
- 外部に立型なので管理が簡単
- パートさんの加入もOK

資料請求先/下記の「組合事務局」へ

集団扱火災保険
保険料年払は一般加入より**5%割引**

- 集団加入扱いのため、年払の場合は保険料が5%割引になります。
- 事故予防のための防犯カメラ・防犯照明・防犯センサー等の設置費用を補助
- 設備・工事費総合補償特約(建物内収容設備に起因した火災・汚損等を補償)
- 事務用機器補償特約(事務用機器、厨房機器等の電氣的・機械的事故を補償)

お問い合わせ先/取扱代理店 株式会社日税サービス TEL.03-5323-2111

京王クレジットカード
お買い物に便利なクレジットカード

- 通常割引
一般品・・・10%割引
食品、書籍、レストラン・喫茶、催事商品(セール商品)等・・・1%割引
※その他、期間限定カタログの優待販売や、京王プラザホテル・京王観光の割引特典などもご用意しています。
- 期間限定特別優待
一定額以上の買物をした会員様に年4回優待券をプレゼント・・・20%割引

お申込み・お問い合わせ先/京王百貨店 お得意様外商部 TEL.03-5354-2890

富士防災警備 月額90円(税別)で重要書類を安全に保管

- Webから手軽にご利用できます
Web上から荷物の入庫・出庫・廃棄などの指示が行えます。
- 月額保管料は90円(税別)と格安!
1箱(400×330×300mm)の保管料は月額90円。
※集配費用、荷役料は別途です。

お問い合わせ先/TEL.03-3267-3259 富士防災警備(株)

東京税理士協同組合 <http://www.tozeikyo.or.jp>

組合事務局

〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1
東京税理士会館別館2階
TEL 03(5363)2011(代) FAX 03(5363)2008



直営売店

〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6
東京税理士会館1階
TEL 03(3354)6141(代) FAX 03(3354)6446

